

## 2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成29年度測定分として測定し、報告を受けたものです。

### (1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N，焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設名			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	新設*	4t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1	
		2～4t/h	5	5	0	0	0.00000031	0.68	1	
		2t/h未満	44	31	8	5	0	5.5	5	
	既設*	4t/h以上	0	0	0	0	—	—	1	
		2～4t/h	14	12	2	0	0.0016	3.5	5	
		2t/h未満	62	49	13	0	0	7.2	10	
	計			126	97	24	5	—	—	
	焼却灰			124	95	24	5	0	0.33	
	ばいじん			102	73	24	5	0	15	

(\*) 新設：法施行日（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行日（平成12年1月15日）に設置されていた施設

(\*\*) 分析中，測定日程調整中等の施設を計上しています。

イ 排水（単位 排水：pg-TEQ/L）

特定施設名	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7	6	1	0.000096	0.12	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用に供する塩素系漂白施設	2	1	1	0.019	0.019	10

(2) 基準の適合状況について

1 施設の排出ガスについて基準値超過の報告がありましたが、直ちに事情聴取・口頭指導等を行い、その後、施設は廃止されました。

【排出ガスにおける基準値超過の概要】

ア 超過施設：1 施設

イ 測定結果：5.5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N（基準値：5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N，廃止済み）